

青少年健全育成条例における表現規制の妥当性について

岡本 光司

2010年の東京都青少年の健全な育成に関する条例の改正の際、非実在青少年保護や、児童ポルノ単純所持禁止化などが表現の自由の観点から問題視され、大きな論争が起こり、否決されたが、修正され成立した改正条例においても不健全図書指定の基準が拡大することとなった。

これを受けて、青少年健全育成を目的とした表現規制と表現の自由の関係を問い直し、改正された東京都条例が憲法第21条に照らして妥当なものか明らかにすることを目的として、検討を行った。

研究方法は、先行研究や判例、各地方公共団体の公表資料等の中心とした文献調査とし、日本国憲法における表現の自由の扱いや、都条例改正の経緯を踏まえた上で、改正東京都条例、他地方公共団体での青少年健全育成の取り組み例としての長野県と京都府、業界団体の自主規制について調査した上で改正都条例について、規制基準の妥当性、規制方法の妥当性、規制による効果や影響にという3つの観点から考察を行うこととした。

調査の結果、東京都条例は改正によって指定基準は拡大したが、指定方法は個別指定のみで、その運用の際に必要な以上に広範な規制が行われないようにするための限定や、指定の際の自主規制団体への聞き取り調査、図書類発行業者の自主規制の尊重といった内容が制度化されており、他の地方公共団体での条例による規制の例として調査した京都府の方が個別指定、包括指定、緊急指定といった行政による一方的な規制を推進し、図書類発行業者による自主規制等も無視している現状が明らかとなった。

よって、東京都条例と、都が行っている直接の規制についてのみ見た場合、規制基準と規制方法については、青少年保護を目的とした表現規制の合憲性を説いた岐阜県青少年保護育成条例違反事件の最高裁判決で示された合憲の範囲内であり、妥当なものであると言えた。

しかし、東京都条例は他の地方公共団体における条例と違い、図書類を販売する業者だけでなく図書類発行業者や、それで構成される自主規制団体に対しても自主規制の勧告が行える程影響範囲が大きいと、今回の指定基準拡大によって表現の委縮を招く懸念や、不健全図書指定によって自主規制団体による自主流通規制を招き、青少年だけでなく、成人の知る自由を侵害する可能性があるため、改正東京都条例は、青少年保護目的ならばやむを得ないとされる範囲を超えて、表現の自由を侵害するものであると言える。

この状況を解消するためには長野県のように、条例による行政中心体制ではなく、業界団体主導による販売制限や区分陳列を進めていく必要があるだろう。

(指導教員 石井夏生利)